

令和4年（2022年）4月15日

第四中学校1年生保護者の皆様へ

箕面市教育委員会

近隣校、拠点校部活動参加制度について（ご案内）

本市では、入部を希望する部活動が在籍する自校がなく、近隣校あるいは拠点校にある場合、当該部活動に参加できる制度を実施しています。

記

●近隣校部活動参加制度とは

希望する部活動が自校がなく、近隣校にある場合は、近隣校の部活動に入部できます。第四中学校の近隣校は、第六中学校です。

- ・入部可能な第六中学校の部活動：男子軟式テニス部、科学部、家庭科部、ダンス部

●拠点校部活動参加制度とは

市立中学校において、唯一設置されている部活動は拠点校部活動とし、当該部活動には市内全域から入部できます。

- ・入部可能な拠点校の部活動：第一中学校：将棋部  
止々呂美の森学園：バンド部  
第三中学校：演劇部  
第五中学校：女子ハンドボール部  
第六中学校：男子ソフトテニス部

【制度概要について】

- 1 受入校の活動場所までの移動について教員の引率はありません。保護者の責任のもと、徒歩、自転車又は公共交通機関で移動してください。自転車を利用する場合は、安全のため、必ずヘルメットを着用してください。
- 2 受入校の予定に従って活動します。欠席の連絡は、受入校の顧問に直接連絡をしてください。
- 3 大会（試合）への参加については、主催団体の規約に従います。規約により参加できない場合があります。
- 4 活動中の事故により、けが等を負った場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用できます。
- 5 生徒指導上や移動における安全上等において問題が生じた場合は、活動停止や退部も含めた対応をとる場合があります。
- 6 部活動創部のルールについては裏面をご参照ください。

その他

本制度の利用を希望する際、質問、疑問等があれば箕面市教育委員会がご説明をいたしますので、4月28日（木）までに、下記までメール又はお電話を下さい。

＝問い合わせ＝

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局児童生徒指導室

T E L 072-724-6752

E-Mail jidoseito@maple.city.minoh.lg.jp



## 箕面市立中学校部活動創部の統一ルール

### ① 学校に同好会をつくる申請をする。

【条件】参加生徒が5名いて、活動を定期的に続けることができること。

参加生徒は、他の同好会、部活動と兼ねて参加することはできません。

### ② 同好会が部活動になるためには

【条件】同好会活動を2学期以上継続してしていること。

入部生徒が5名以上いること。ただし、団体種目においては、大会出場に必要な人数以上の入部者がいること。入部生徒は、他の部と兼ねて入部することはできません。

※くわしくは中学校の校長先生に相談してください。